

船橋市認知症の人にやさしいお店・事業所認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症を正しく理解し、認知症の人にやさしい接し方、取組みを船橋市内において行っている店舗及び事業所を、「船橋市認知症の人にやさしいお店・事業所」（以下「認定店」という）として認定することにより、認知症の人が安心して店舗・事業所を利用し、住み慣れた地域で尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会環境を確保していくことを目的とする。

(認定対象)

第2条 認定対象は、以下の要件をすべて満たす店舗・事業所とする。

- (1) 船橋市内で営業する小売店・飲食店・その他サービス業等の店舗・事業所であること。ただし、介護保険事業所は対象外とする。
 - (2) 認知症サポーター養成講座を受講した事業主・管理者または複数の従業員が在籍する店舗・事業所であること。
 - (3) 市から交付される、認知症の人にやさしいお店・事業所認定ステッカー（以下「ステッカー」という）を店舗・事業所の目立つ位置に掲示する意思があること。
- 2 前項の規定に関わらず、以下に該当する店舗・事業所は対象外とする。
- ア 特定の宗教もしくは政治団体と関わる事業を行うもの
 - イ 船橋市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有するもの
 - ウ 公序良俗に反する事業を行うもの
 - エ その他、認定店として適当でないと認められるもの

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする店舗・事業所は、船橋市認知症の人にやさしいお店・事業所認定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、認定基準を満たしていると認められる場合は、船橋市認知症の人にやさしいお店・事業所認定証及びステッカーを交付するものとする。

(認定店への協力依頼事項)

第5条 認定店は、次の各号に掲げる事項に対して協力するものとする。

- (1) 店舗内の案内表示をわかりやすくするなど、認知症の人への配慮を心掛

けること。

- (2) 困っている様子が見られる認知症等高齢者に対し、必要に応じて相談窓口として管轄の地域包括支援センターを案内するなど連携を図ること。
- (3) 認定店の事業主・管理者は従業員の認知症サポーター養成講座受講状況を管理するとともに、講座受講修了者が不在とならないよう、適宜従業員向けに認知症サポーター養成講座の開催を企画すること。
- (4) 認知症関連情報や行方不明高齢者情報のメール配信サービスである「ふなばしオレンジネット」に登録し、必要に応じて従業員に対し情報提供を行うこと。

(認定店への支援)

第6条 市長は、認定店に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 市の広報媒体や市公式ウェブサイトにおいて、認定店の名称等を公表し、認定店の周知に努めること。
- (2) 市及び地域包括支援センターは認定店との連携に努め、認定店が日々の運営で直面する課題等に対し、必要に応じて認知症等に関する情報提供、相談支援を行うこと。

(認定の期間)

第7条 認定の期間は、認定をした日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(認定の更新)

第8条 認定の期間を満了した後において引き続き認定を受けようとする認定店は、認定の期間満了日までに、第2条に規定する要件を満たした上で、船橋市認知症の人にやさしいお店・事業所認定更新申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(変更の届出)

第9条 認定店は、名称、所在地等を変更したときは、遅滞なく船橋市認知症の人にやさしいお店・事業所認定変更届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第10条 認定店は認定基準を満たさなくなったとき又は継続して認定を受ける意思がなくなったときは、遅滞なく、船橋市認知症の人にやさしいお店・事

業所認定辞退届（第４号様式）を市長に提出するとともに、ステッカーを撤去しなければならない。

（認定の取り消し）

第１１条 認定店が次のいずれかに該当する場合、市長は認定を取り消すことができる。

- （１） 第２条に規定する認定対象要件を満たさなくなったとき。
- （２） 法令等に違反し、処分等を受けたとき。
- （３） その他、本制度の目的に反する行為があったとき。

（その他）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和７年９月１日から施行する。